

議 員 提 案

平成 31 年 3 月定例会

目 次

番 号	件 名	頁
議員提案第 1 号	寢屋川市議会委員会条例の一部改正	1
議員提案第 2 号	寢屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	4

議員提案第 1 号

寝屋川市議会委員会条例の一部改正

寝屋川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 19 日提出

寝屋川市議会議員

井 川 晃 一

岡 由 美

中 林 和 江

中 川 健

松 本 順 一

寝屋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

寝屋川市議会委員会条例（昭和 41 年寝屋川市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「議員は」の次に「、予算決算常任委員会の委員のほか」を加え、「常任委員」を「常任委員会の委員」に改め、同条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 総務都市創造常任委員会 定数 8 人

経営企画部、財務部、人・ふれあい部（危機管理室に限る。）、総務部、まち政策部、まち建設部、上下水道局、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

(2) 健康福祉常任委員会 定数 8 人

市民生活部、健康部、福祉部及び農業委員会の所管に属する事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

(3) 文教生活常任委員会 定数 8 人

人・ふれあい部（危機管理室を除く。）、環境部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

(4) 予算決算常任委員会 定数 24 人

予算及び決算に関する事項

第 3 条第 1 項中「1 年」を「2 年」に改め、同条第 2 項中「以内に」を「に当たる日から」に改める。

第 4 条第 2 項中「11 人」を「10 人」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 議会運営委員会の委員の任期は、1 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議会運営委員会の委員について準用する。

第 7 条第 2 項中「14 人」を「12 人」に改める。

第9条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、常任委員会の委員長及び副委員長の任期は、1年とする。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

議員提案第 2 号

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例の一部改正

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 19 日提出

寝屋川市議会議員

井 川 晃 一
岡 由 美
中 林 和 江
中 川 健
松 本 順 一

寝屋川市条例第 号

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「常任委員会委員長」の次に「(予算決算常任委員会委員長を除く。)」を加え、同条第 4 号中「常任委員会副委員長」の次に「(予算決算常任委員会副委員長を除く。)」を加える。

附則第 3 項第 3 号中「常任委員会委員長」の次に「(予算決算常任委員会委員長を除く。)」を加え、同項第 4 号中「常任委員会副委員長」の次に「(予算決算常任委員会副委員長を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。